

第 3 回検討会における検討委員の指摘事項と対応

1. 温泉資源保護に関するガイドライン（地熱発電関係）に盛り込むべき項目（素案）について

	指摘事項	対応
1	どのタイプの坑井に許可申請が必要となるのかは大きな課題であり、議論が必要ではないか。	掘削許可申請の対象となるのは温泉のゆう出を目的とするもの又は温泉のゆう出が見込まれるものであり、抗井のタイプによって判断されるべきではないが、ゆう出を伴わない掘削については許可申請の対象とならないことについてガイドラインで言及するか等について検討いただきたい。
2	温泉審議会（温泉部会）を、地熱のことを十分理解できる委員構成にすべきではないか。	都道府県の審議会の委員構成は自治事務として行うものであるが、審議会における専門技術的な審議の確保は非常に重要であることに鑑み、ガイドラインにおける書きぶりについて検討いただきたい。
3	都道府県で個別に設定されている要綱や条例の中には科学的でないものもあるので必要な是正を施すべきではないか。	地域の特性を活かした温泉資源の保護の取組が必要であるが、具体的な設定方法の在り方等について平成 21 年度版ガイドラインでの記述も踏まえて検討いただきたい。
4	掘削許可の判断基準だけでなく、条件付き許可の効果や改善命令についてもガイドラインに記載すべきではないか。	温泉法の許可は 1 回限りのもので、条件を付けて許可することはできるが、その後の状況をみて変更するということは法律のしくみでできない。改善命令については検討会で検討するか環境省として対処するのか検討が必要と考えている。
5	関係者に求められる取り組みにおいて地元協議会等の設置について記載されているが、国内の優良事例を事例として盛り込むことを検討したらどうか。	国内現地調査においても協議会の在り方等についてヒアリングを行っていることから既存の文献等における記述も含めてガイドラインの中での書きぶりについて検討いただきたい。